

# 平成29年度仙台市交通安全市民運動実施要綱

平成29年3月3日  
仙台市交通安全対策会議

## 第1 運動の目的

平成28年中の仙台市内における交通事故は前年と比較して、発生件数は減少したが、高齢ドライバーによる事故は増加した。また、自転車の事故が宮城県全体の6割以上を占めており、自転車が加害者となった事故に関しては、宮城県全体の8割以上と高い割合を占めている。

こうした事故発生状況をふまえ、あらゆる世代の交通安全思想を高め、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することを目指し、関係機関・団体が協働して市民総参加による交通安全運動を積極的に推進することによって、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。

第2 実施期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

第3 主 唱 仙台市交通安全対策会議

第4 運動の基本 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践

第5 年間スローガン 市民一人ひとりが交通安全の主役です  
自転車も 車と同じ ドライバー

## 第6 本年度の運動の重点

- 1 子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～
- 2 自転車乗用中の交通事故防止～自転車安全利用五則の周知徹底～
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 歩行者事故防止と歩行者を守る気運の醸成

## 第7 運動の進め方

### 1 関係機関・団体等の協働

関係機関・団体は、相互に緊密な連携を図り、協働体制を保持するとともに、本運動の趣旨を組織の末端にまで浸透させ、市民一人ひとりが交通安全に関する理解を深め、自主的に取り組む運動を展開する。

### 2 広報啓発の徹底

関係機関・団体は、各種の広報媒体等を効果的に活用しながら、地域の交通事故実態、交通事故被害者等の視点等を十分に踏まえて本運動の趣旨を広く市民に周知し理解を求めるものとする。

### 3 計画的・体系的交通安全教育の推進

関係機関・団体は、より良き交通社会人を育むための計画的・体系的な交通安全教育を積極的に推進するものとする。

## 第8 市民運動実施スケジュール

### 1 年間を通じて行う運動

運 動 名	主な推進事項
子 供 と 高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止 運 動	第9-1参照
自 転 車 乗 用 中 の 交 通 事 故 防 止 運 動	第9-2参照
後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底運動	第9-3参照
飲 酒 運 転 根 絶 運 動	第9-4参照
歩 行 者 事 故 防 止 運 動	第9-5参照
反 射 材 用 品 着 用 促 進 運 動	第9-6参照
違 法 駐 車 追 放 運 動	第9-7参照
暴 走 族 根 絶 運 動	第9-8参照

### 2 期間・日を決めて行う運動

#### 国の交通安全対策本部及び宮城県交通安全対策協議会と連携して行う運動

運 動 名	期 間	主な推進事項
春 の 交 通 安 全 市 民 総 ぐる み 運 動	4月6日～4月15日 (10日間)	国及び県の実施要綱を踏まえて別に定める。
秋 の 交 通 安 全 市 民 総 ぐる み 運 動	9月21日～9月30日 (10日間)	国及び県の実施要綱を踏まえて別に定める。

#### 宮城県交通安全対策協議会と連携して行う運動

運 動 名	期 間 ・ 日	主な推進事項	第9-13参照
自 転 車 乗 用 中 の 交 通 事 故 防 止 運 動	5月1日～5月31日 (1か月間)	第9-2参照	
夏 の 交 通 事 故 防 止 運 動	7月21日～8月20日 (1か月間)	第9-9参照	
夕暮れ時の交通事故防止運動 (ラ・ラ・ラ運動)	10月1日～1月31日 (4か月間)	第9-10参照	
冬道の安全運転1・2・3運動	12月1日～2月28日 (3か月間)	第9-11参照	
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月31日 (1か月間)	第9-12参照	
県の交通死亡事故多発緊急 (非常)事態等に対応する運動	知事が別に定める期間	知事が発する緊急(非常)事態宣言により、別途実施する。	
マナーアップ強化日	毎月1・15日	街頭指導や広報活動等の強化日とする。	
自 転 車 交 通 安 全 の 日	毎月15日	自転車の安全利用対策を積極的に推進する。	
飲 酒 運 転 根 絶 の 日 飲 酒 運 転 根 絶 運 動 の 日	5月22日 毎月22日	飲酒運根絶対策を積極的に推進する。	
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	交通ルールへの遵守と交通マナーの向上を積極的に推進する。	

#### 関係団体等と連携・協力して行う運動

運動名	募集期間	実施期間
「あなたもチャレンジ!無事故無違反『セーフティ123』」キャンペーン	5月1日～6月14日	6月15日～10月15日 (合計123日間)

※このほかの運動等についても関係機関等と連携して、交通安全を推進する。

※上記運動の実施日等が日曜、祝日の場合は翌日等に振り替えるなど、弾力的に実施する。

## 第9 運動別の主な推進事項

### 1 子供と高齢者の交通事故防止運動 **本年度運動重点**

- (1) 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある交通安全意識の醸成
  - 通学時間帯や夕暮れ時等における街頭での交通安全指導、保護誘導活動の実施
  - 家庭や職場における子供、高齢者、障害者等や高齢運転者標識表示車両等への保護意識の徹底
  - 各団体連携による高齢者世帯訪問による啓発活動の計画的な実施
  - 子供、高齢者、障害者等の歩行者に対する思いやり運転の励行
- (2) 幼年期からの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進と安全行動の実践
  - 地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における、子供の事故実態や行動特性等を反映させた楽しく参加できる参加・体験・実践型の交通安全教室の積極的な開催
  - 子供と一緒に歩きながらの通学路確認や、道路に飛び出すこと等の危険性や交通ルールの必要性を理解させるなど、具体的、実践的な交通安全教育の推進



(公財) 仙台ひと・まち交流財団による幼児向け交通安全教室

#### ※ 交通安全教室

幼児や保護者・児童・高齢者を対象とした交通安全教室を実施しています。指定された各地域の会場へ、講師が出向きます（時間応相談）。

問：(公財) 仙台ひと・まち交流財団  
交通安全指導課 Tel.268-5409

- 地域における参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の積極的な開催
- (3) 子供、高齢者等に配慮した交通環境の整備促進
    - 通学路・スクールゾーンやシルバーゾーンを中心とする地域、学校等における交通安全総点検の実施と危険箇所の解消
  - (4) 高齢運転者の事故防止の促進
    - 運転適性診断や参加・体験型研修会等の機会による加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全指導の徹底
    - 自己の運転技量等に応じた、ゆとりある運転の励行
    - 運転免許証の「自主返納制度※」の周知等による自主返納しやすい環境の醸成
    - 70歳以上の高齢運転者の「高齢運転者標識※」表示の推進と標識貼付車両の保護

#### ※ 運転免許証の自主返納制度

運転に不安のある方が免許証を自主的に返納できる制度。

免許証を返納しても、身分証明などに使える運転経歴証明書の交付を受けることができる。  
(有料) ※詳しくは宮城県運転免許センター  
Tel.022-373-3601 または各警察署交通課まで



※高齢運転者標識

### 2 自転車乗用中の交通事故防止運動 **本年度運動重点**

- (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の徹底
  - 「杜の都の自転車プラン※」に基づくモデル地域での取り組みを中心に、地域住民や学校、NPO、事業者、行政などが協働で、安全に自転車を利用するためのルール・マナー意識の啓発や教育活動に取り組む、より高い意識づくりの推進

#### ※ 杜の都の自転車プラン

自転車利用に関する基本的な考え方や取組方針を示したもの。

<http://www.city.sendai.jp/jitensha/kurashi/machi/kotsu/jitensha/torikumi/mori-nomiyako.html>





自転車ルール・マナーの啓発ポスター

- 「自転車安全利用五則※」を活用した自転車利用時における交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の徹底

- ・ 歩道通行時の普通自転車通行指定部分又は車道側通行の徹底と、歩行者の安全を確保するための徐行や一時停止の徹底による、歩行者保護意識の醸成
- ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止や、乗車中の傘差し、スマートフォン等の使用やヘッドホン又はイヤホン使用で音楽を聞くこと等の危険性の周知徹底
- ・ 夜間における前照灯の確実な点灯と、反射材の有効活用
- ・ 交差点における信号遵守と一時停止・安全確認の徹底
- ・ すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の促進

※【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

- 若年層を対象とした各種広報や、各学校等における各種自転車交通安全教室等による、責任ある車両運転者としてのルールの遵守、マナーの周知徹底



スタントマンによるスケアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室

- 職域、地域における自転車ルール・マナー周知の徹底
- (2) 自転車の点検整備の励行と個人賠償責任保険等への加入促進
  - 家庭や学校における自転車点検の推進
  - TSマーク※が貼付された安全な自転車の利用及び個人賠償責任保険等への加入促進
  - 自転車用反射材の効果周知と活用促進



※ 「TSマーク」

TSマーク制度（有料）は、自転車安全整備店の自転車安全整備士が自転車の点検・整備を行い、道路交通法に定める「安全な普通自転車」であることを確認したとき、そのあかしとして、賠償責任・傷害保険付きのTSマークを貼付するもの。その際、自転車の交通ルールや正しい乗り方等を指導し、自転車の安全利用と自転車の事故防止を図り、併せて自転車事故被害者の救済を図るもの。

- (3) 自転車走行空間、歩道、駅周辺・商店街等の安全な交通環境の確保
- 自転車・歩行者等の安全な通行のための自転車走行環境の整備
  - 公共駐輪場へのわかりやすい案内誘導の実施
  - 道路管理の徹底や駐輪場の利用促進等による路上駐輪の防止

3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底運動 **本年度運動重点**

- (1) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 後部座席を含めた全席シートベルト着用の徹底
  - シートベルト等の正しい着用徹底に関する家族ぐるみ、安全運転管理者等を中心とした職場ぐるみでの習慣付け
  - チャイルドシートの有効性に関する情報の提供と正しい着用の徹底

4 飲酒運転根絶運動 **本年度運動重点**

- (1) 飲酒運転根絶の広報啓発
- 職場等における管理の徹底、家庭・職域における「酒飲み運転追放3ない運動※」の推進
  - 各種広報媒体の活用による「酒飲み運転追放3ない運動※」の周知・広報の徹底
  - 飲酒運転の危険性、事故の悲惨さ、責任の重大性等についての周知広報と、飲酒運転の指導取締り強化
  - 飲食店等に対する運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動※の推進

※ 「酒飲み運転追放3ない運動」

- ① 運転するときは酒を飲まない
- ② 酒を飲んだら運転しない
- ③ 運転する人には酒を出さない

※ 「ハンドルキーパー運動」

自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届けるという運動。

- (2) 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」の飲酒運転根絶重点区域※における運動の推進
- 飲酒運転根絶活動推進委員や関係機関等と連携した推進体制の整備・広報啓発

※ 「飲酒運転根絶重点区域」

青葉区：一番町三丁目、四丁目及び国分町一丁目から三丁目  
宮城野区：榴岡一丁目、二丁目及び四丁目  
太白区：長町三丁目、五丁目及び七丁目  
泉区：泉中央一丁目

5 歩行者事故防止運動 **本年度運動重点**

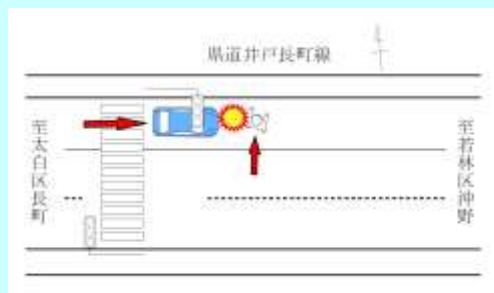
- (1) 歩行者を守る意識の醸成と広報啓発の強化
- 各種広報媒体の活用と、運転者、学校、地域・家庭、職場全体における「歩行者を守ろう」という意識の醸成
- (2) 歩行者を保護する運転の確実な実践
- 横断歩道等で歩行者がいる場合に一時停止して歩行者の横断を確保する思いやり運転の励行
- (3) 歩行者が安心して道路を利用できる交通環境の整備
- 横断歩道、路側帯の設置及び改良、歩車分離柵や街路灯の設置等の交通安全施設の整備

#### (4) 反射材やLEDライトの普及と活用促進

- 反射材やLEDライトの普及と活用促進等による危険から身を守る行動の実践

#### (5) 正しく安全な道路の歩き方、横断の仕方の教育と実践

- 参加・体験型の交通安全教室等の実施による道路横断中の安全確認の励行
- 通園・通学時間帯の園児・児童に対する交通安全指導・保護誘導活動の実施



交通事故発生例（その1）

※ 平成28年12月に、若林区内の県道を直進していた普通乗用車が、道路を横断していた歩行者と衝突し、歩行者が死亡した。運転者は、横断歩道等の周辺では十分注意するとともに、横断歩道を横断している歩行者がいる場合は歩行者優先で一時停止しなければならない。また、歩行者は、道路を横断する際は安全確認をしたうえで、横断歩道等を正しく横断する必要がある。

## 6 反射材用品着用促進運動

### (1) 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、運転者から発見されやすい明るい服装と反射材用品の着用の推進

### (2) 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進

- 反射材用品の有効性や必要性の周知
- 反射材用品の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、反射材効果体感型のキャンペーンや各種イベント、学校等の教育を通じた啓発活動の実施

### (3) 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

- 世帯訪問による個別指導、高齢者等と接する機会等を利用して、反射材用品の着用が継続して行われるような交通安全指導の実施

## 7 違法駐車追放運動

### (1) 違法・迷惑駐車追放気運の醸成

- 「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」に基づく違法駐車解消に向け、関係機関、職域の指導員等における街頭指導、違法駐車指導取締りの実施による違法駐車追放意識の高揚

### (2) 駐車環境の整備の推進

- 事業主、安全運転管理者等による業務用車両の管理徹底
- 店舗等管理者による必要な駐車場の確保や警備員の配置

## 8 暴走族根絶運動

### (1) 暴走族の根絶

- 「暴走族根絶3ない運動」（暴走は、しない、させない、見に行かない）の推進

### (2) 暴走族への加入阻止

- 暴走族の反社会性、迷惑性及び危険性等を家庭、地域、学校で周知徹底

## 9 夏の交通事故防止運動

- (1) 長距離運転等による過労運転の防止と適度な緊張感を保持したゆとりのある運転の推進
  - 家族ぐるみ、職場ぐるみによる無理のない運行計画の策定
  - 漫然運転を防ぐための疲労時の休息の徹底
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（第9－3参照）
- (3) 歩行者の事故防止（第9－5参照）
- (4) 暴走族の根絶促進（第9－8参照）

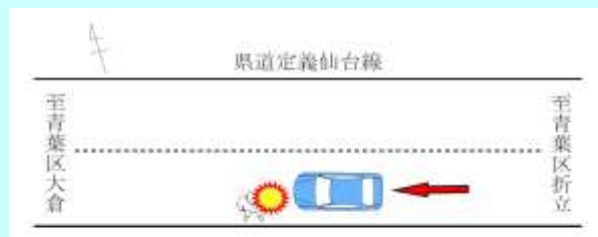
## 10 夕暮れ時の交通事故防止運動（ラ・ラ・ラ運動）

- (1) 早め点灯の推進
  - 夕暮れ時の交通事故防止運動『ラ・ラ・ラ運動※』の周知・広報

### ※ 「夕暮れ時の事故防止『ラ・ラ・ラ運動』」

ライトオン～Light on～（早めのライト点灯）  
ライトアップ～Light up～（目立つ装備・服装）  
ライトケアフル～Right careful～（右側注意）

- (2) 運転時の上向きライトの原則の周知徹底
  - 夜間走行時は「ライトは上向きが基本」の周知徹底
- (3) 反射材・LEDライトの活用促進
  - 夕方以降の外出時の、明るく目立つ色の衣服の着用と、LEDライトや反射材活用の効果に関する情報提供及び普及活動の促進
- (4) 高齢者の交通事故防止
  - 夕暮れ時から夜間にかけて高齢歩行者の交通死亡事故の多発を周知



交通事故発生例（その3）

- ※ 平成28年12月に、青葉区内の県道を直進していた普通乗用車が、道路左側の歩行者と衝突し、歩行者が死亡したもの。  
夕暮れ時においては、運転者は、歩行者等の姿が見えにくくなるため、ライトを上向きにするなどして十分注意して運転する必要がある。また、歩行者等は、明るく目立つ服装や反射材の着用により、運転者からの視認性を上げる必要がある。

## 11 冬道の安全運転1・2・3運動

- (1) 冬道の安全運転意識の高揚
- (2) 「冬道の安全運転1・2・3運動※」と「滑走事故防止3原則※」の周知徹底冬道における路面状況の把握及び安全運転技術向上の推進
  - 職場の安全運転管理者等による研修や、各種参加・体験型講習会の開催、受講

- 積雪・凍結路面での他の車両からの防衛運転や凍結、滑走が予想される橋梁上、トンネル出口、カーブ、交差点、日陰部分などの手前での十分な減速、路面状況を的確に把握した上での安全速度の遵守

※ 「冬道の安全運転1・2・3運動」

- 1 割スピードダウンをしよう
- 2 倍の車間距離をとろう
- 3 分早めに出発しよう

※ 「滑走事故防止3原則」

- ①急ブレーキをかけない
- ②急ハンドルを切らない
- ③急加速しない

## 1 2 年末の交通事故防止運動

- (1) 歩行者事故防止運動（第9－5参照）
- (2) 反射材用品着用促進運動（第9－6参照）
- (3) 冬道の安全運転1・2・3運動（第9－11参照）
- (4) 飲酒運転根絶運動（第9－4参照）

## 1 3 マナーアップ強化日等

- (1) 関係機関・団体の緊密な連携と実施計画の実践
- (2) 主要交差点等の交通要点における積極的な街頭指導活動
- (3) 地域住民の隅々まで浸透する草の根巡回広報の推進
- (4) 家族間の話し合いや外出時の声掛けを通じた安全意識の喚起
- (5) 交通事故発生状況の周知等による事故防止に関する情報提供